

会長専決事項の処理について

平成16年7月28日以降において、中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告して承認を求める。

平成17年3月30日

中央防災会議会長 小泉 純一郎

記

件名	年月日	事項
地震防災対策強化地域の指定について（答申）	H17.3.25	大規模地震対策特別措置法第3条第2項に基づく強化地域指定に係る内閣総理大臣からの諮問に対する答申
	小計	1件
東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について（答申）	H17.3.25	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第2項に基づく推進地域指定に係る内閣総理大臣からの諮問に対する答申
	小計	1件
今冬の豪雪災害に対する防災態勢の強化について	H17.3.7	中央防災会議通達「今冬の豪雪災害に対する防災態勢の強化について」を各指定行政機関、関係道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表者宛通知
	小計	1件
地域防災計画の修正	H16.8.3	岐阜県、奈良県、愛媛県
	H16.8.23	神奈川県、福井県、山梨県、滋賀県
	H16.9.8	大阪府、山口県
	H16.9.22	東京都、広島県、徳島県
	H16.9.30	新潟県、静岡県、三重県
	H16.10.20	愛知県、広島県、香川県
	H16.12.9	長崎県
	H16.12.10	福島県、大分県
	H17.1.7	神奈川県、長野県、鹿児島県
	H17.2.7	青森県
	H17.3.9	岡山県
	H17.3.29	北海道、神奈川県
小計	28件	

激甚災害の指定	H16.8.27	平成十六年七月八日から同月二十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H16.10.1	平成十六年七月二十九日から八月六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H16.11.2	平成十六年八月二十七日から同月三十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H16.11.2	平成十六年九月四日から同月八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H16.11.2	平成十六年八月十七日から九月八日までの間の天災による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H16.11.17	平成十六年九月二十六日から同月三十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H16.11.24	平成十六年十月十八日から同月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H16.11.24	平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H17.2.18	平成十六年新潟県中越地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H17.3.16	平成十二年から平成十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
H17.3.16	平成十六年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令	
	小 計	11件
合	計	42件